

日行連発第 143 号
平成 26 年 5 月 8 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
第 一 業 務 部
部 長 矢 野 浩 司

産業廃棄物許可業者による一般廃棄物（家庭ごみ）の無許可回収の注意喚起について

今般、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部より、産業廃棄物（以下「産廃」という。）許可業者による一般廃棄物（家庭ごみ）の無許可回収についての周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

現在、産廃許可業者が一般廃棄物処理業の許可を得ず、産廃の許可番号を表示して、「不用品回収」と称し、一般家庭向けに、ごみ回収の宣伝をしているケースが全国的に多く見られます。これは一般廃棄物の無許可収集運搬にあたり、産廃許可の取り消し要件や、最高刑 5 年以下の懲役、3 億円以下の罰金の対象となりうる犯罪です。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部によりますと、一般廃棄物の収集の許可が必要であることを知らずに、産廃の新規・更新申請のみを行政書士に依頼し、結果として無許可で一般廃棄物の収集運搬を行っている業者もあるとのことでしたので、各単位会におかれましては、行政書士が違法行為に加担する事案が発生しないよう、顧客である業者の業務内容の把握に努めることについて、所属会員へ注意喚起を行っていただきたく、ご協力をお願いいたします。

制度の詳細につきましては、下記の環境省ホームページにてご確認ください。

なお、当該情報につきましては、日行連会員専用ホームページにも掲載予定ですので、ご承知おきください。

記

【環境省ホームページ】

○無許可回収業者に関する啓発チラシ（過去に配布したのものも含む）

<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle.html>

（※参照：情報発信ツール一覧）

○無許可回収業者に関する Q&A コーナー

<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle/qa.html>

ホームページ及びチラシ等に関するお問合せは、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室（03-5501-3153）まで

以 上

日行連発第 217 号
平成 26 年 5 月 28 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第一業務部
部長 矢野 浩司

自動車の保管場所の確保等に関する法律に係る使用権原疎明書面
及び委任状等の行政書士専用の日行連推奨書式について

自動車の保管場所の確保等に関する法律に係る保管場所証明（以下「車庫証明」という。）申請で用いる使用権原疎明書面（自認書・使用承諾証明書）及び委任状等については、従来から一般的に流通している書式が多く用いられておりますが、今般、第一業務部運輸交通部門では、現行の書面申請における自動車ユーザーの利便性の向上と負担の軽減に資するため、また、OSS による電子申請においても、書面作成に係る部分は行政書士法の適用を受けることに鑑み、今後においても行政書士に依頼することの有用性を高めるため、行政書士専用の日行連推奨書式を作成いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、この日行連推奨書式につきましては、警察庁にも確認をいただいております。

各単位会におかれましては、各都道府県警察本部等と十分な協議を行った上で、ご活用くださいますよう宜しくお願いいたします。

記

1. 各単位会における具体的な対応について

- ① 車庫証明申請に添付する使用権原疎明書面（自認書・使用承諾証明書）及び委任状等は民々間の権利義務または事実証明に関する書類であり、自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく書式は規定されておられません。また、保管場所としての使用権原が明らかにできるのであれば、任意の書式を用いることについて法令上の制限はありませんので、行政書士専用の日行連推奨書式（別添②～③）の活用についてご検討いただき、所属会員へご周知くださいますようお願いいたします。

なお、日行連推奨書式の使用開始に際しては、各都道府県警察本部等に対し、事前に日行連推奨書式による使用権原疎明書面及び委任状等を使用する旨の趣旨説明を行っていただくとともに、書式の修正依頼等があった場合は、柔軟にご対応くださいますようお願いいたします。（各単位会において書式を修正した場合は、各都道府県警察本部等との協議結果とともに日行連事務局宛にもご報告ください。）

- ② 自動車販売店、貸ガレージ協会等に対しても、委任状による行政書士の代理申請と、日行連推奨書式利用の有用性をアピールしていただきますようお願いいたします。
- ③ 参考として依頼書（委任契約書）の書式も添付しますので、車庫証明業務の受託に際し、ご活用ください。

2. 使用権原疎明書面に関する問題点と日行連推奨書式の利用による解消について

- ① 例えば、マンションの居住契約者が親で、その家族が自動車を購入し保管場所としてマンションの駐車場を賃借する際、所有者（管理者）が、親以外は使用承諾しない場合があること。
⇒「使用者」「契約者」の区分欄をあらかじめ書式として設定しました。これによって、契約者と使用者が異なる場合の問題が解消されます。
- ② 使用承諾証明書の軽微な訂正でも、その都度、所有者または管理者の印による該当箇所の訂正が必要とされること。また、使用者側のミスにより、新たに承諾証明書の発行手数料を徴収される場合があること。
⇒申請書の作成及び申請手続を行う行政書士が、その職印による訂正が可能となるように文言を挿入しました。
- ③ 申請者以外に共有者がいる場合があること。
⇒共有者が複数いる場合の記載場所を明示し、記入用の空白部を確保しました。
- ④ 自認書と使用承諾証明書を一枚の様式に統合しました。
⇒どちらの場合でも利用できます。用紙間違いの防止に役立ち、用紙負担の軽減に繋がります。使用に際しては、各都道府県警察本部等と十分協議を行ってください。なお、協議の結果、文言・書式の加除、押印箇所の有無、自認書と使用承諾証明書の分離等の修正を行った場合は、日行連事務局宛にご報告いただきますようお願いいたします。

3. 行政書士の職印による使用承諾証明書の訂正について

使用承諾証明書の記載内容部分の訂正に関しては、保管場所の所有者または管理者が認めた方法での訂正が可能です。行政書士の職印による訂正についても、その旨の記載があることを承知した上で、保管場所の所有者または管理者が押印しますので問題ないものと思料しますが、以下の点については十分な注意が必要です。会員に周知徹底くださいますようお願いいたします。

- ① 行政書士の職印による訂正は「自動車ユーザーの負担軽減」に資することが目的ですので、訂正範囲は「使用承諾証明書の主旨を損なわない範囲内での軽微な訂正」に限定されることを十分にご理解ください。
- ② 事前に保管場所の所有者（管理者）に対し、行政書士の職印による訂正の具体的な箇所についての連絡を行い、後日の紛議を避けるため承諾を得てください。

以上

【別添資料】

- ①（参考）「保管場所証明申請の「申請者」と使用承諾証明書の「使用者」との関係及び関連用語」
- ② 「使用権原疎明書面」
- ③ 「行政書士用委任状」
- ④（参考）「行政書士用依頼書」

別添①

(参考)

保管場所証明申請の「申請者」と使用承諾証明書の「使用者」との関係及び関連用語

(1) 使用権原を有するとは

車庫法 施行令第1条第3号の「保管場所として使用する権原を有する」とは、保管場所として使用する土地または建物につき、当該保管場所が法令上保管場所として使用し、または自動車が進入することが禁止されている場所以外のものである場合において、所有権、賃借権等の権利を有することをいいます。

(2) 疎明書面とは

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条第2項第1号の「使用する権原を有することを疎明する書面」とは、上記(1)の権利を有することを記載した書面で、具体的には「自認書」「使用承諾証明書」「賃貸借契約書」「確認書」等をいいます。

(3) 自認書について

一般的な「自認書」では、「…保管場所である土地・建物は私の所有であることに間違いありません…」と記載されていますので、通常は保管場所についての所有権を有する者が申請する場合に使用します。賃貸借契約に基づく借地上に建物を所有する者が申請する場合は、上記の例では「建物」に丸印を付けることによって自認書の使用が可能となります。

但し、前提として「…保管場所である土地・建物は…」との文言がありますので、当該自己所有建物内に保管場所を有する場合は自認書、建物外の敷地に保管場所を有する場合は、賃貸借契約書か使用承諾証明書が必要となります。なお、車庫法では使用権原疎明書面としていますので、所有権や賃借権を有することを証することができれば、その様式や内容は問われないこととなります。

(4) 使用期間について

車庫とばしや路上駐車を防止する観点から、通常は1年以上の期間とされています。

保管場所証明書の有効期間は、警察署の証明日より1月です。従って、期限を従過した場合は再申請となり、使用権原疎明書面も新たに必要となります。このことから、使用承諾証明書に記載する使用期間は、原則は1年以上の期間が必要ですが、止むを得ない事情がある場合は、1月以上あれば有効となる場合もあります。なお、運輸支局での取扱い、警察署の証明日より40日(土日、祝祭日を含む。)です。

※「警察署の証明日より1月」については「昭和48年 自管第62号 自動車局長通達」を参照

(5) 使用承諾証明書の使用者(欄)について

使用承諾証明書は、承諾者が誰に対して保管場所としての使用を承諾したのかを明らかにするため用いられる書面です。「使用承諾証明書」という書面名称の「使用」という文言に対比させる形で、保管場所として「使用することを承諾された者」の意味で使用承諾証明書の中に「使用者」欄が設けられていますので、使用承諾証明書の使用者(欄)と、車庫証明の申請者(欄)とはイコールの関係です。

何故なら、保管場所の所有者に対して保管場所として使用することについての許諾を求めるのは、自動車登録に車庫証明書の添付が必要なため使用承諾証明書の発行を求めている申請者だからです。つまり、購入した車を運行の用に供するために、自動車登録手続の規定面から車庫証明書が必要となる者以外に、使用承諾証明書を必要としている「者」はいないということです。

なお、使用の本拠において、日常的に車を使用し管理する者が保管場所を必要としているので、使用承諾証明書の使用者欄の使用者となるべきとの考え方がありますが、この場合は、単にガレージの賃貸借契約等を結べば解決することなので、この使用承諾証明書を誰が何のために必要としているのかということから判断することが必要です。

※本項に関しては、各都道府県警察本部等とも十分に協議をした上で運用してください。

(6) 使用の本拠の位置について

自動車の使用、整備等の管理をする拠点で、通常、個人の場合は住所、会社等の場合は本店、支店または営業所等の所在地で、車庫証明書で確認します。(道路運送車両法第47条)

自動車の使用の本拠の位置については、「自動車の保管場所証明等事務に係る「自動車の使用の本拠の位置」の解釈基準について」(平成15年10月15日付、警察庁丁規発第74号)において、「自動車の使用の本拠の位置とは、原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、具体的には、自動車を運行の用に供する拠点として使用し、かつ、自動車の使用の管理をするという実態を備えている場所であるか否かで判断することとなる。

なお、道路運送車両法における「自動車の使用の本拠」についても、「自動車を運行の用に供する場合において当該場所を拠点として使用し、かつ、点検整備、運行管理等自動車の使用を管理する場所である。通常は、自動車の使用者の住所がそれに該当するが、店舗、事務所等他の場所であってもその場所において前述のような機能が営まれていれば、その場所が使用の本拠となる。しかしながら、そのような機能が果たせない自動車の置場、例えば単なる貸し車庫等は、保管場所とはなっても使用の本拠には該当しない。」との説明があります。

以上

別添②

警察署長提出用

使用権原疎明書面（自認書兼使用承諾証明書）

保管場所の位置 <small>（保管場所の住所番地）</small>		<small>（駐車場名称・駐車枠番号）</small>	
使用者 保管場所の契約者 <small>（使用者と異なる場合）</small>	住所	使用者と契約者の関係 該当に○を付けること 本店・支店・営業所 家族・親族・その他 ()	
	氏名		
	住所		
	氏名		
使用期間		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	
自認書の場 合は記入不 要		保管場所の位置欄に記載した土地・建物は、私の所有（管理）であることに相違ありませんので、使用者に対して自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明します。なお、自己使用の場合は本書を自認書として記入し、本書を添付して申請を行う行政書士（事務所所在地）による補正及び職印での訂正を承諾します。	
保管場所の所有者 又は管理者欄 <small>（他に共有者がいる場合は、右欄の空白部に全員の住所・氏名を記載して各々が押印して下さい。）</small>		平成 年 月 日	住所 氏名又は名称 電話番号

日本行政書士会連合会推奨書式
 （注意①）自認書として使用する場合は、所有者記載欄だけに自署（記名）押印してください。使用承諾証明書として使用する場合は、該当する各欄に記載してください。
 （注意②）補正・訂正の必要が生じた場合は、当該行政書士から所有者（管理者）に連絡した上で訂正します。



委任状

受任者 (代理人) 行政書士名

事務所所在地

私は、上記行政書士を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

委任事項

1. 自動車保管場所証明・自動車保管場所届出・自動車保管場所標章交付に係る書類作成、申請、受領、及び加除訂正並びに再申請に関する一切の権限
2. 復代理人選任に関する一切の権限

平成 年 月 日

委任者 (申請者) 住所又は所在

(フリガナ)
氏名又は名称

印

(法人の場合) 代表者名

電話番号

()

別添④

(参考)

依頼書(委任契約書)

申請者の記入すべき事項	車名	型式	車台番号	自動車番号	大きさ
				長さ 幅 高さ	センチメートル センチメートル センチメートル
	自動車の使用本拠の位置				
	自動車の保管場所の位置				
	上記自動車保管場所の証明・届出に必要な書類の作成、申請、加除訂正及び受領、並びに再申請に関する一切の権限を委任します。 平成 年 月 日 行政書士 様				
		申請者(委任契約者)	住所又は所在 氏名又は名称 代表者名 電話番号	()	④
販売店名 (営業所名)				申請日	月 日
販売店担当者名				警察署名	警察署
入れ替え車両の有無	入れ替え車両			受理番号	
なし・あり	登録番号			交付予定日	月 日
	車台番号			その他	

日本行政書士会連合会推奨書式

日行連発第240号
平成26年6月5日

各単位会長様

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第一業務部
部長 矢野 浩司

大型車両の通行の適正化に関する関係政令、省令の整備及び関係通達の改正等について
(H25道路法等の一部改正関連)

平成25年6月5日に公布された道路法等の一部を改正する法律(平成25年法律第30号。以下「法」という。)により、道路法(昭和27年法律第180号)等が改正され、大型車両の通行許可の迅速化(第47条の3)および制限違反を繰り返す車両の使用者等に対する監督強化(第72条の2)に関する規定が定められました。

これらの規定は、法の施行後1年以内に政令で定める日から施行することとされており、今般、国土交通省より、この施行に必要となる関係政令、省令の整備及び関係通達の改正について、平成26年5月28日に公布、平成26年5月30日に施行したことの発表がなされたので、下記のとおり情報提供いたします。

詳細につきましては国土交通省ホームページをご確認ください。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等についてご協力いただけますようお願いいたします。なお、当該情報については、日行連会員ホームページにも掲載を予定しておりますので、ご承知置きください。

記

【国土交通省ホームページ】

- ・大型車両の通行の適正化に関する関係政令の整備について
http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000421.html
- ・大型車両の通行の適正化に関する関係省令の整備について
http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000422.html
- ・大型車両の通行の適正化に関する関係省令の整備に係る所要の通達改正について
http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000423.html

以上

日行連発第 241 号
平成 26 年 6 月 5 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
電子申請推進委員会
委員長 盛 武 隆

e-Gov を利用した労働保険年度更新手続等について

今般、総務省行政管理局より、6月からの労働保険年度更新手続等の受付開始に際し、総務省行政管理局が整備・運用している「電子政府の総合窓口」（以下「e-Gov（イーガブ）」という。）の利用促進を求める依頼がありました。

毎年、6月～7月は、労働保険年度更新、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届等、社会保険・労働保険の手続が集中する時期であり、これらの手続は、電子申請にて 24 時間 365 日受付している e-Gov（<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/>）による申請が便利です。

総務省によると、これらの手続きについて、行政書士が行う自らの事務所の申請には行政書士電子証明書が利用可能なものもあるとのことでしたので、ご活用ください。

なお、e-Gov の概要は、下記の総務省ホームページに掲載されている総務省広報誌 2014 年 6 月号記事「総務省の今。」にも掲載されておりますので、ご確認ください。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等についてご協力をいただけますようお願いいたします。

記

○総務省広報誌 2014 年 6 月号 (Vol.162)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/kouhoushi/koho/index.html

以 上



2 総庶 1 第 3 8 8 号

平成 2 6 年 4 月 3 0 日

関係機関の長 殿

水戸地方法務局長 小 田 切 敏 夫



出張所の統合について（通知）

平素は法務局の業務運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ところで、当局古河出張所において取り扱っております登記事務は、統合により本年6月16日（月）から当局下妻支局で取り扱うこととなりますので、お知らせします。

なお、統合廃止に伴う地域住民の皆様方への利便を低下させないために、同日から古河市役所古河庁舎内に古河法務局証明サービスセンターを開設し、不動産登記及び商業・法人登記に関する登記事項証明書等の交付事務を行います。

今後とも法務局の業務運営につきまして、これまで同様に何分の御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

法務局の統合・廃止のお知らせ

水戸地方法務局古河出張所は、本年6月16日（月）をもって水戸地方法務局下妻支局へ統合廃止されます。

これまで古河出張所を御利用いただき、深く感謝申し上げますとともに、心より御礼申し上げます。

平成26年6月13日（金）最終日 平成26年6月16日（月）統合

廃止庁
水戸地方法務局
古河出張所
古河市長谷町40番1号
TEL (0280) 22-0295
管轄区域：古河市・猿島郡五霞町



統合受入庁
水戸地方法務局
下妻支局
下妻市下妻乙1300番地1
TEL (0296) 43-3935



- ※ 登記事項証明書等は、オンラインで請求することができます。詳しくは、法務省オンライン申請システムのホームページ（<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>）をご覧ください。
- ※ 登記情報は、インターネットで確認することができます。詳しくは、登記情報提供サービスのホームページ（<http://www1.touki.or.jp/>）をご覧ください。
- ※ 登記事項証明書及び会社（法人）の印鑑証明書は、古河市古河庁舎内の法務局証明サービスセンターで請求することができます。ただし、閉鎖登記簿、地図（公図）及び図面の写しは請求できません。詳しくは、水戸地方法務局のホームページ（<http://houmukyoku.moj.go.jp/mito/>）をご覧ください。

水戸地方法務局

